

令和 6 年 12 月 26 日作成

令和 7 年 3 月 21 日更新

【1. 講習会全般について】

- ① この「臨床実習指導者講習会」を修了した実習指導者による対応が必要となるのは、令和何年度入学の学生からですか。

(答) 指導者の指導開始時期は学校養成所の修業年限によって適用が異なります。

適用となる学生 修業年限 1 年課程：令和 9 年 4 月 1 日以降の入学生

修業年限 2 年課程：令和 8 年 4 月 1 日以降の入学生

修業年限 3 年課程および 4 年課程：令和 7 年 4 月 1 日以降の入学生

それまでは以前の要件（言語聴覚士としての実務経験 6 年目から）で実習生を受け入れることができます。

(参考) 言語聴覚士学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 11 号に規定する適当な実習指導者について
(令和 6 年 5 月 24 日 6 文科高第 223 号 医政発 0524 第 3 号)

- ② 臨床実習指導者になるには、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」の修了者も、この「臨床実習指導者講習会」を受講しなければいけませんか。受講が不要となる場合、協会への届け出などの手続きは必要ですか。

(答) 令和 6 年度以降開催の「教員等講習会」の修了者は、臨床実習指導者講習会の受講義務はありません。協会事務所への届け出も特に必要ありません。

(参考) 言語聴覚士学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 11 号に規定する適当な実習指導者について
(令和 6 年 5 月 24 日 6 文科高第 223 号 医政発 0524 第 3 号)

- ③ これまでの臨床実習指導の経験が長い（10 年以上など）場合に、臨床実習指導者講習会の受講が免除されるなどの条件はありますか。また、臨床実習指導者講習会の修了に読み替えることができる他の資格や講習会などがありますか。

(答) 臨床実習の指導経験が長くても臨床実習指導者講習会の受講免除にはなりません。令和 7 年入学の学生からは、新しい指定規則に基づいて臨床実習指導が行われることとなります。臨床実習指導者講習会の修了者、ならびに令和 6 年度以降に開催される「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」の修了者が臨床実習指導者となることができます。

(参考) 言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて（令和 6 年 5 月 24 日 医政発 0524 第 7 号）内
言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関する Q&A 問 2-15

- ④ 実習指導を担当する者全員に臨床実習指導者講習会の修了が義務付けられますか。副担当、補助者など、実習中の役割によって受講が不要となる場合がありますか。

(答) すべての臨床実習指導者に対し、講習会の修了が義務付けられていますが、実習指導者の監督の下、実習指導者と一緒に補助的な指導を行う場合は、講習会の修了者以外の者が担当することができます。なお、「ハラスメントの防止に努める者であること。」という前提を満たす必要があります。

【例】令和7年4月1日に入学した3年課程および4年課程の学生

- 1) 2年時の令和8年の評価実習より講習会の修了者が指導を行うことになります。
- 2) 見学実習における指導者は臨床実習指導者講習会を修了している必要はありません。
- 3) これらの評価実習を受ける臨床実習施設では、実習指導予定者は、令和7年度に学校養成所などで開催される臨床実習指導者講習会の受講が必要となります。

(参考) 言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて(令和6年5月24日 医政発0524第7号)内
言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関するQ&A 問2-7、問2-13
言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第1項第11号に規定する適当な実習指導者について
(令和6年5月24日 6文科高第223号 医政発0524第3号)

- ⑤ 一つの実習施設に、臨床実習指導者講習会修了者は1名だけの配置としてもよいのでしょうか。講習会修了者の配置割合の目標値などがありますか。

(答) 見学実習以外の臨床実習を行うものは講習会の受講が求められますが、特に目標値などは決まっています。ただし、臨床実習指導者1人が一度に担当する学生数は2人を限度とすることが決まっていますので、臨床実習を受ける学生数に見合う講習会修了者が必要ということになります。

(参考) 言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて(令和6年5月24日 医政発0524第7号)内
言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関するQ&A 問2-13

- ⑥ 非会員の言語聴覚士が臨床実習指導者講習会への参加を希望した場合、受け付けることはできますか。

(答) 実務経験年数4年以上など受講生の要件を満たせば、非会員でも受講することはできます。主催団体内で条件を追加することもできます。非会員の参加を受け付ける場合は、日本言語聴覚士協会と都道府県の言語聴覚士会への入会を是非勧めてください。

- ⑦ 事前に報告した開催予定から、講習会の実施回数を増減することはできますか。

(答) 2024年12月の「2025年度分臨床実習指導者講習会開催予定」に基づき、事前に修了証書発行予定数を厚生労働省へ申請していますが、講習会実施回数の増減や参加者数の多少の変更は可能です。増減が判明した時点ですぐに協会へご相談ください。

【2. 参加人数、世話人数について】

① 参加人数が6名未満となる場合でも、講習会を開催することはできますか。

(答) 厚生労働省の開催指針で演習のグループの人数が定められているため、6名に満たない場合は講習会の開催はできません。事前に十分な参加者数の調整をお願いします。

(参考) 言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催指針について(令和6年5月24日 医政発 0524 第5号)
第2 > 4. 講習会の形式 ②

② 1グループあたりの参加者数を、6名未満または11名以上とすることはできますか。

(答) 1グループの人数は6名から10名と開催指針に明示されています。事前に十分な参加者数の調整をお願いします。

(参考) 言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催指針について(令和6年5月24日 医政発 0524 第5号)
第2 > 4. 講習会の形式 ②

③ 1名の講習会世話人が複数のグループを担当することはできますか。

(答) 厚生労働省の開催指針で定められているため、1名の講習会世話人が複数のグループを担当することはできません。講習会世話人は必ず1グループ1名以上配置してください。

(参考) 言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催指針について(令和6年5月24日 医政発 0524 第5号)
第2 > 1. 開催実施担当者 > (3) 講習会世話人

④ 講習会当日に急遽参加者や世話人の欠席が発生した場合、講習会を開催することはできますか。

(答) 上述の通り、厚生労働省の開催指針で定められているため、演習の1グループ6名～10名、1グループあたり1名以上の講習会世話人の配置が維持できない場合は、講習会を開催することはできません。

(参考) 言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催指針について(令和6年5月24日 医政発 0524 第5号)
第2 > 4. 講習会の形式 ②

⑤ 講習会当日に急遽参加者の欠席が発生し、1グループ6名未満となった場合、グループの編成を変更することはできますか。

(答) 1グループの人数が6名から10名となるようにグループ編成を変更するなどの調整を行うことはできます。

(参考) 言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催指針について(令和6年5月24日 医政発 0524 第5号)
第2 > 4. 講習会の形式 ②

⑥ 申請書提出日以降に急遽世話人の欠席が発生した場合、事前に申請した者とは別の世話人に交代することはできますか。

(答) 申請書提出以降であっても、要件を満たしている世話人に交代することができます。世話人の交代が決定した時点ですぐに協会事務所へ書式2の情報を報告してください。

⑦ 講習会世話人は、演習1～6全てに世話人として参加しなければいけません。1グループの世話人を、講習会1日目と2日目で別の者が担当することはできますか。

(答) 講習会1日目と2日目で世話人を交代することができます。ただし、必要な申し送りをするなど、運営に支障がないようにしてください。また、世話人は1グループに2名以上となっても構いません。

(参考) 言語聴覚士臨床実習指導者講習会の開催指針について(令和6年5月24日 医政発0524第5号) 第2>1. 開催実施担当者>(3) 講習会世話人

【3. 講習会世話人の要件について】

① 講習会世話人の要件として、厚生労働省の開催指針には「講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者」とありますが、具体的にはどのような条件ですか。

(答) 現在のところは、①「言語聴覚士臨床実習指導者講習会」の修了者、②令和6年度以降の「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」修了者で実習指導者として実習生を指導した十分な経験を有する者、③その他、厚生労働省が認めた要件(言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関するQ&A 問2-4、問2-5記載)となります。必ず要件を確認し、書式2①の「要件」欄に当てはまる番号を選択し、対応する詳細情報を①～③の各欄に入力してください。

(参考) 言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて(令和6年5月24日 医政発0524第7号) 内 言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関するQ&A 問2-4、問2-5

② 学校養成所の専任教員は講習会世話人になることができますか。

(答) 専任教員は、学生指導のほか臨床教育にも習熟していると考えられることから、臨床実習指導者として臨床実習生を指導した十分な経験があれば、講習会世話人となることができます。ただし、臨床実習指導者講習会の質を担保するために、改正指定規則の公布時に既に専任教員である者であっても講習会を修了することが望ましいとされています。

(参考) 言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて(令和6年5月24日 医政発0524第7号) 内 言語聴覚士学校養成所指定規則等の改正等に関するQ&A 問2-5